



目 次		ページ
規 則		
◎高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則		1
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則		1
告 示		
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課)	4
○国土調査の成果の認証（2件）	(用地対策課)	4
◎土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課)	4
公 告		
○争議の予告	(雇用労働政策課)	10
	(10・9 掲示)	10
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	10
高知県公安委員会規則		
◎高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則		11
入札公告		
○一般競争入札（放射線治療装置の購入）の公告	(公営企業局 県立病院課)	11
正 誤		
◎正誤（平22・12・23付け 規則）		13

規 則

高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第80号
高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則
高知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（平成24年高知県

条例第61号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、平成24年10月30日とする。

~~~~~  
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第81号**  
**高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「障害児通所支援等」を「障害児通所支援」に改め、同条第1項中「又は障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）」を削る。

第4条の見出し中「障害児通所支援等」を「障害児通所支援」に改め、同条第1項中「又は障害児相談支援」を削り、同項ただし書中「、障害児通所支援にあっては」を削り、同項第1号中「第3項において」を「以下」に改め、同条第2項及び第3項中「又は障害児相談支援」を削り、同条の次に次の2条を加える。  
(障害児相談支援の利用対象者)

**第4条の2** 条例第2条第1号の規定によりセンターが行う障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）の利用対象者は、法第21条の5の6第1項の通所給付決定の申請若しくは法第21条の5の8第1項の通所給付決定の変更の申請に係る障害児又は法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児とする。  
(障害児相談支援の利用手続)

**第4条の3** 障害児相談支援を利用しようとする障害児の保護者は、知事に対して、別記第2号様式による利用申込書に次に掲げる書類を添えて提出し、当該障害児相談支援に係る契約を締結しなければならない。

- (1) 法第21条の5の6第1項の通所給付決定の申請に係る障害児の保護者にあつては、法第21条の5の7第4項の規定による障害児支援利用計画書の提出に係る依頼書の写し
  - (2) 法第21条の5の8第1項の通所給付決定の変更の申請に係る障害児の保護者にあつては、同条第3項において読み替えて準用する法第21条の5の7第4項の規定による障害児支援利用計画書の提出に係る依頼書の写し及び通所受給者証
  - (3) 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児の保護者にあつては、通所受給者証
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類
- 2 知事は、前項の障害児相談支援に係る契約の締結に当たつて

は、当該障害児相談支援を利用しようとする障害児の保護者に対して重要事項を説明し、かつ、当該障害児相談支援の内容について当該障害児の保護者の同意を得るものとする。

3 法第6条の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助を利用する障害児の保護者は、通所受給者証の内容に変更があつたときは、速やかに知事に届け出なければならない。  
第6条第1項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同項第1号中「第3項において「受給者証」を「以下「サービス受給者証」に改め、同条第3項中「受給者証」を「サービス受給者証」に改め、同条の次に次の2条を加える。  
(計画相談支援の利用対象者)

**第6条の2** 条例第2条第2号の規定によりセンターが行う計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）の利用対象者は、障害者自立支援法第20条第1項の支給決定の申請若しくは同法第24条第1項の支給決定の変更の申請に係る障害児又は同法第19条第1項に規定する支給決定に係る障害児とする。  
(計画相談支援の利用手続)

**第6条の3** 計画相談支援を利用しようとする障害児の保護者は、知事に対して、別記第2号様式による利用申込書に次に掲げる書類を添えて提出し、当該計画相談支援に係る契約を締結しなければならない。

- (1) 障害者自立支援法第20条第1項の支給決定の申請に係る障害児の保護者にあつては、同法第22条第4項の規定によるサービス等利用計画書の提出に係る依頼書の写し
- (2) 障害者自立支援法第24条第1項の支給決定の変更の申請に係る障害児の保護者にあつては、同条第3項において読み替えて準用する同法第22条第4項の規定によるサービス等利用計画書の提出に係る依頼書の写し及びサービス受給者証
- (3) 障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定に係る障害児の保護者にあつては、サービス受給者証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして別に定める書類

2 知事は、前項の計画相談支援に係る契約の締結に当たつては、当該計画相談支援を利用しようとする障害児の保護者に対して重要事項を説明し、かつ、当該計画相談支援の内容について当該障害児の保護者の同意を得るものとする。

3 障害者自立支援法第5条第22項に規定する継続サービス支援を利用する障害児の保護者は、サービス受給者証の内容に変更があつたときは、速やかに知事に届け出なければならない。

4 障害児相談支援と計画相談支援とを併せて利用しようとする場合の当該障害児相談支援及び計画相談支援の利用手続については、知事が別に定める。  
第10条の次に次の1条を加える。  
(計画相談支援に要した費用の納付)

**第10条の2** 計画相談支援を受けた障害児の保護者は、当該計画相談支援に要した費用の額の料金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、障害者自立支援法第51条の17第3項の規定により障害児の保護者に代わり市町村が計画相談支援に要した費用を計画相談支援給付費として支払うこととなった場合は、知事は、同条第5項の規定により当該計画相談支援給付費を当該市町村に対して請求するものとする。

3 前項の請求によって当該計画相談支援給付費が当該市町村から支払われたときは、当該支払われた計画相談支援給付費の額について障害児の保護者から納付されたものとみなす。

4 障害児相談支援と計画相談支援とを併せて利用した場合の当該障害児相談支援及び計画相談支援に要した費用の納付については、知事が別に定める。

第14条中「又は第10条第1項」を「、第10条第1項」に、「を減額し」を「又は第10条の2第1項の計画相談支援に要した費用の額の料金を減額し」に改める。

第15条中「センター」を「この規則に定めるもののほか、センター」に改める。

別記第1様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式（第4条関係）**

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所  
氏名 ㊟  
(電話番号)

高知県立療育福祉センター障害児通所支援利用申込書

高知県立療育福祉センターが行う障害児通所支援を受けたいので、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

|                     |                                            |              |    |             |       |       |
|---------------------|--------------------------------------------|--------------|----|-------------|-------|-------|
| 利用しようとする<br>障害児通所支援 | 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 保育所等訪問支援 |              |    |             |       |       |
| 希望する契約期間            | 年 月 日～ 年 月 日                               |              |    |             |       |       |
| 通所受給者証              | 番号                                         |              |    |             |       |       |
|                     | 支給量                                        |              |    |             |       |       |
|                     | 通所給付決定の有効期間                                | 年 月 日～ 年 月 日 |    |             |       |       |
| 利用者                 | 住所                                         |              |    |             |       |       |
|                     | ふりがな                                       |              | 性別 | 男<br>・<br>女 | 生年月日  | 年 月 日 |
|                     | 氏名                                         |              |    |             | (満 歳) |       |

- 注 1 この申込書を提出する際は、児童福祉法の規定により市町村から交付を受けた通所受給者証を提示してください。
- 2 希望する契約期間は、通所給付決定の有効期間を超えることはできません。
- 3 利用者の状態により施設の利用が不相当であると認められる場合は、障害児通所支援に係る契約を締結することができないことがあります。

別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

**第2号様式**（第4条の3、第6条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申込者 住所  
氏名  
(電話番号) ㊞

高知県立療育福祉センター障害児相談支援等利用申込書

高知県立療育福祉センターが行う障害児相談支援又は計画相談支援を受けたいので、高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の3第1項又は第6条の3第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

|                     |                         |        |       |     |                |
|---------------------|-------------------------|--------|-------|-----|----------------|
| 利用しようとする<br>障害児相談支援 | 障害児支援利用援助 ・ 継続障害児支援利用援助 |        |       |     |                |
| 利用しようとする<br>計画相談支援  | サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援   |        |       |     |                |
| 通所受給者証              | 番号                      |        |       |     |                |
|                     | 支給量                     |        |       |     |                |
|                     | 通所給付決定の有効期間             | 年 月 日～ | 年 月 日 |     |                |
| 障害福祉サービス受給者証        | 番号                      |        |       |     |                |
|                     | 支給量                     |        |       |     |                |
|                     | 支給決定の有効期間               | 年 月 日～ | 年 月 日 |     |                |
| 利用者                 | 住所                      |        |       |     |                |
|                     | ふりがな                    |        | 性別    | 男・女 | 生年月日           |
|                     | 氏名                      |        |       |     | 年 月 日<br>(満 歳) |

- 注 1 「通所受給者証」欄は、児童福祉法の規定による通所給付決定を受けている場合に記入し、この申込書を提出する際に市町村から交付を受けた通所受給者証を提示してください。
- 2 「障害福祉サービス受給者証」欄は、障害者自立支援法の規定による支給決定を受けている場合に記入し、この申込書を提出する際に市町村から交付を受けた障害福祉サービス受給者証を提示してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日      | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類                        |
|------------|-------------------------------|----------------------------------------------|
| 平成24年10月1日 | 株式会社ひまわり<br>吾川郡いの町天王南二丁目13番地8 | 居宅介護支援事業所ひまわり<br>吾川郡いの町天王南二丁目13番地8<br>居宅介護支援 |

高知県告示第654号

香南市香我美町岸本及び赤岡町の各一部地区、吾川郡仁淀川町上名野川及び坂本の各一部地区、高岡郡越知町鎌井田桑藪の一部地区並びに幡多郡大月町赤泊及び頭集の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 香南市
- (2) 仁淀川町
- (3) 越知町
- (4) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 香南市香我美町岸本及び赤岡町の各一部  
平成19年度及び平成20年度
- (2) 吾川郡仁淀川町上名野川及び坂本の各一部  
平成18年度から平成20年度まで
- (3) 高岡郡越知町鎌井田桑藪の一部  
平成21年度及び平成22年度
- (4) 幡多郡大月町赤泊及び頭集の各一部

平成22年度及び平成23年度

3 成果の名称

- (1) 香南市地籍図及び地籍簿
- (2) 仁淀川町地籍図及び地籍簿
- (3) 越知町地籍図及び地籍簿
- (4) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年10月23日

高知県告示第655号

四万十市下田及び平野の各一部地区、長岡郡本山町上関、下関、下津野、木能津及び北山の各一部地区並びに高岡郡日高村下分の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 四万十市
- (2) 本山町
- (3) 日高村

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 四万十市下田及び平野の各一部  
平成22年度及び平成23年度
- (2) 長岡郡本山町上関、下関、下津野、木能津及び北山の各一部  
平成8年度及び平成9年度
- (3) 高岡郡日高村下分の一部  
平成21年度及び平成22年度

3 成果の名称

- (1) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (2) 本山町地籍図及び地籍簿
- (3) 日高村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成24年10月23日

高知県告示第656号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

| 箇所番号 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然 |
|------|-------|--------|----------------|
|      |       |        |                |

|         |           |                        | 現象の種類   |
|---------|-----------|------------------------|---------|
| I-638   | 緑ヶ丘三丁目    | 南国市緑ヶ丘三丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |
| I-639   | 緑ヶ丘一丁目(1) | 南国市緑ヶ丘一丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |
| I-640   | 緑ヶ丘一丁目(2) | 南国市緑ヶ丘一丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |
| I-641   | 緑ヶ丘       | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| I-642   | 十市(12)    | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| I-643   | 十市(13)    | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1648 | 楠上(1)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1649 | 栗山(2)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1650 | 栗山(1)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1651 | 栗山(3)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1652 | 栗山(4)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1653 | 栗山(5)     | 南国市十市(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1665 | 十市(14)    | 南国市緑ヶ丘三丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1666 | 十市(15)    | 南国市緑ヶ丘二丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |

|         |             |                                |         |
|---------|-------------|--------------------------------|---------|
| II-1667 | 十 市<br>(16) | 南国市緑ヶ丘三丁目<br>(別紙図面のとお)         | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1668 | 十 市<br>(17) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>一丁目(別紙図面の<br>とお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1669 | 十 市<br>(18) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1670 | 桶 上<br>(2)  | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1675 | 十 市<br>(19) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>三丁目(別紙図面の<br>とお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1714 | 十 市<br>(20) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>二丁目(別紙図面の<br>とお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1715 | 十 市<br>(21) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>二丁目(別紙図面の<br>とお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1717 | 十 市<br>(22) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1718 | 十 市<br>(23) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1721 | 十 市<br>(24) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1722 | 十 市<br>(25) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>一丁目(別紙図面の<br>とお) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1728 | 十 市<br>(26) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1729 | 十 市<br>(27) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)             | 急傾斜地の崩壊 |

|           |             |                                                  |         |
|-----------|-------------|--------------------------------------------------|---------|
| II-1730   | 十 市<br>(28) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-204062 | 十 市<br>(29) | 南国市十市及び緑ヶ丘<br>一丁目(別紙図面の<br>とお)                   | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-204063 | 十 市<br>(30) | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| IV-204064 | 栗 山<br>(6)  | 南国市十市(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| I-628     | 山口団<br>地    | 南国市里改田(別紙図<br>面のとお)                              | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1641   | 野尻          | 南国市里改田(別紙図<br>面のとお)                              | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1660   | 千屋崎<br>(3)  | 南国市片山(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1661   | 立石          | 南国市片山(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1662   | 片 山<br>(1)  | 南国市片山(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1712   | 里改田         | 南国市里改田(別紙図<br>面のとお)                              | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1726   | 浜改田<br>(1)  | 南国市浜改田(別紙図<br>面のとお)                              | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1727   | 浜改田<br>(2)  | 南国市里改田及び浜改<br>田(別紙図面のとお)                         | 急傾斜地の崩壊 |
| III-27    | 片 山<br>(2)  | 南国市片山(別紙図面<br>のとお)                               | 急傾斜地の崩壊 |
| III-29    | 浜改田<br>(3)  | 南国市里改田、浜改<br>田、三和琴平二丁目及<br>び三和琴平三丁目(別<br>紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |

|         |            |                                                                                |         |
|---------|------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------|
| I-622   | 伊達野<br>(3) | 南国市伊達野及び稲生<br>(別紙図面のとお)                                                        | 急傾斜地の崩壊 |
| I-636   | 明 見<br>(2) | 南国市明見(別紙図面<br>のとお)                                                             | 急傾斜地の崩壊 |
| I-637   | 大 埴<br>(2) | 南国市大埴甲及び大埴<br>乙(別紙図面のとお)                                                       | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1628 | 明 見<br>(1) | 南国市明見(別紙図面<br>のとお)                                                             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1629 | 伊達野<br>(1) | 南国市伊達野(別紙図<br>面のとお)                                                            | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1631 | 伊達野<br>(2) | 南国市伊達野及び稲生<br>(別紙図面のとお)                                                        | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1657 | 大 埴<br>(甲) | 南国市大埴甲及び大埴<br>乙(別紙図面のとお)                                                       | 急傾斜地の崩壊 |
| III-26  | 大 埴<br>(1) | 南国市大埴乙(別紙図<br>面のとお)                                                            | 急傾斜地の崩壊 |
| I-621   | 野中         | 南国市小籠二丁目、小<br>籠幸町二丁目、幸町三<br>丁目、東山町一丁目、<br>東山町三丁目、元町二<br>丁目及び元町三丁目<br>(別紙図面のとお) | 急傾斜地の崩壊 |
| I-644   | 東崎         | 南国市東崎(別紙図面<br>のとお)                                                             | 急傾斜地の崩壊 |
| II-1625 | 陣山         | 南国市陣山(別紙図面<br>のとお)                                                             | 急傾斜地の崩壊 |
| I-613   | 左右山        | 南国市左右山(別紙図<br>面のとお)                                                            | 急傾斜地の崩壊 |
| I-645   | 比江         | 南国市比江(別紙図面<br>のとお)                                                             | 急傾斜地の崩壊 |



|             |          |                   |         |
|-------------|----------|-------------------|---------|
| II-1622     | 笹ノ川      | 南国市左右山(別紙図面のとお)   | 急傾斜地の崩壊 |
| 207-80-001  | 棄路谷川     | 四万十市住次郎(別紙図面のとお)  | 土石流     |
| 207-80-002  | 大つえ川     | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお)  | 土石流     |
| 207-80-211  | 鍛冶加野     | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-212  | 地吉谷(1)   | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-213  | 地吉谷(2)   | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-214  | 川奥       | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-215  | 宮の奥      | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-216a | 円地内(1)   | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-216b | 円地内(2)   | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-217  | 小西の川谷(1) | 四万十市小西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-218  | 小西の川谷(2) | 四万十市小西ノ川(別紙図面のとお) | 土石流     |
| 207-80-219  | シルイ川     | 四万十市住次郎(別紙図面のとお)  | 土石流     |
| 207-80-221  | 蕨谷(1)    | 四万十市住次郎(別紙図面のとお)  | 土石流     |

|             |         |                  |     |
|-------------|---------|------------------|-----|
| 207-80-222  | 蕨谷(2)   | 四万十市住次郎(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-80-223  | 上藤谷     | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-224  | オガサダニ   | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-225a | 東奈呂谷(1) | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-225b | 東奈呂谷(2) | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-226  | コウタの谷   | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-227  | ミヨガ谷    | 四万十市片魚(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-228  | 大用谷     | 四万十市大用(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-80-229  | シカバ谷    | 四万十市大用(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-81-001  | 宮の谷川    | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-81-002  | 大つえ川支川  | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-81-201  | 大つえ東谷   | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-81-202  | 大サコ谷(1) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-81-203  | ナカウ子谷   | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 207-81-204  | 三ツ又谷(1) | 四万十市三ツ又(別紙図面のとお) | 土石流 |

|            |         |                    |     |
|------------|---------|--------------------|-----|
| 207-81-205 | 三ツ又谷(2) | 四万十市三ツ又(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 207-81-206 | ヒヨミネ谷   | 四万十市三ツ又(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 207-99-020 | 大古屋谷    | 四万十市大西ノ川(別紙図面のとお)  | 土石流 |
| 207-99-021 | 中ノ川口谷   | 四万十市住次郎(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 207-99-022 | 喜四郎谷    | 四万十市住次郎(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 207-99-023 | 権地谷(1)  | 四万十市片魚(別紙図面のとお)    | 土石流 |
| 207-99-024 | 権地谷(2)  | 四万十市片魚(別紙図面のとお)    | 土石流 |
| 207-99-025 | 大サコ谷(2) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 207-99-026 | ヒヨミネ川   | 四万十市三ツ又(別紙図面のとお)   | 土石流 |
| 426-78-006 | 犬ヶ谷     | 四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 426-78-209 | ロンデ谷(1) | 四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 426-78-210 | ロンデ谷(2) | 四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 426-78-222 | 上ミ深田谷   | 四万十市西土佐大宮(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 426-78-224 | 下桁谷     | 四万十市西土佐須崎(別紙図面のとお) | 土石流 |
| 426-79     | 藤の瀬     | 四万十市西土佐大宮          | 土石流 |



|         |         |                   |         |         |        |                   |         |         |         |                   |         |  |
|---------|---------|-------------------|---------|---------|--------|-------------------|---------|---------|---------|-------------------|---------|--|
|         | タケ      | 図面のとおり)           |         |         | (2)    | 図面のとおり)           |         |         |         |                   | 面のとおり)  |  |
| II-7354 | 音地(1)   | 四万十市常六(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7369 | 二ノ又    | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7384 | 権地      | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7355 | 音地(2)   | 四万十市常六(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7370 | シウダイ   | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7385 | 権地西     | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7356 | オンジ北    | 四万十市常六(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7371 | 大サコ(2) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7386 | 片魚口(2)  | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7357 | オンジ南    | 四万十市常六(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7372 | 大サコ(3) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7387 | ヲガサダニ   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7358 | オンジ西    | 四万十市常六(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7373 | ゴーロ    | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7388 | モモノキ    | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7359 | 二ノ又北    | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7374 | 東谷(2)  | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7389 | 上藤      | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7360 | 大サコ(1)  | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7375 | 影(2)   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7390 | 坂本谷     | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7361 | ナカウ子(1) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7376 | 宮ノ下(3) | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7391 | ヤブノウチ   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7362 | ナカウ子(2) | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7377 | サイノ北   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7392 | ヨセガサコ   | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7363 | 長六谷     | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7378 | ミツヤ北   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7393 | 音無(2)   | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7364 | 大ダバ(1)  | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7379 | 中通     | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7394 | 音無(3)   | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7365 | 大ダバ(2)  | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7380 | ミツヤ    | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7395 | 長瀬      | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7366 | 三石      | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7381 | 和田上    | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7396 | 喜四郎谷(1) | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7367 | 大つえ東    | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7382 | ドラズリ   | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7397 | 喜四郎     | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |
| II-7368 | 大つえ     | 四万十市大屋敷(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7383 | 権地東    | 四万十市片魚(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7398 | 住次郎     | 四万十市住次郎(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |  |



|         |            |                       |         |         |             |                        |         |                |             |                          |         |
|---------|------------|-----------------------|---------|---------|-------------|------------------------|---------|----------------|-------------|--------------------------|---------|
|         | (1)        | 図面のとおり)               |         |         | ス(1)        | 図面のとおり)                |         |                | (1)         | 紙図面のとおり)                 |         |
| II-7399 | 住次郎<br>(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7414 | ハチノ<br>ス(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7429        | 大古屋<br>(2)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7400 | 住次郎<br>(3) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7415 | ハチノ<br>ス(3) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7430        | 大古屋<br>(3)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7401 | 住次郎<br>(4) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7416 | 中ノ川<br>口    | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7431        | 豊田ヤ<br>シキ   | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7402 | 奈呂北        | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7417 | 岩つか<br>(1)  | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7432        | エンジ<br>谷    | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7403 | 蕨 谷<br>(1) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7418 | 岩つか<br>(2)  | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | II-7433        | 鍛冶加<br>野    | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7404 | 蕨 谷<br>(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7419 | 太郎露<br>南    | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7434        | 川 奥<br>(1)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7405 | 蕨 谷<br>(3) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7420 | 太郎露<br>(1)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7435        | 川 奥<br>(2)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7406 | 蕨 谷<br>(4) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7421 | 太郎露<br>(2)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7436        | 小西ノ<br>川北   | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7407 | 蕨谷口<br>(1) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7422 | 太郎露<br>西    | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | IV -<br>207103 | 喜四郎<br>谷(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7408 | 蕨谷口<br>(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7423 | 地吉口         | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | IV -<br>207104 | 中谷          | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7409 | 蕨谷口<br>(3) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7424 | 地 吉<br>(2)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | I-3761         | 長 生<br>(1)  | 四万十市西土佐薮ヶ市<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7410 | 蕨谷下<br>(1) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7425 | 地 吉<br>(3)  | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | I-3762         | 林ノ前         | 四万十市西土佐薮ヶ市<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7411 | 蕨谷下<br>(2) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7426 | 大古屋<br>南    | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | I-3763         | 下崎          | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7412 | 蕨谷下<br>(3) | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7427 | 石淵          | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | I-3765         | ウズ尻         | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7413 | ハチノ        | 四万十市住次郎(別紙<br>図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | II-7428 | 大古屋         | 四万十市大西ノ川(別<br>紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | I-3766         | 影平          | 四万十市西土佐大宮                | 急傾斜地の崩壊 |

|         |            |                          |         |
|---------|------------|--------------------------|---------|
|         |            | (別紙図面のとおり)               |         |
| I-3767  | 深田         | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| I-3769  | 二の又        | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| I-3770  | 新 改<br>(1) | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7879 | 長崎         | 四万十市西土佐薺ヶ市<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7880 | 小森         | 四万十市西土佐薺ヶ市<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7881 | 長 生<br>(2) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7882 | 奈 路<br>(1) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7883 | 奈 路<br>(2) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7884 | 奈 路<br>(3) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7885 | 奈 路<br>(4) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7886 | 奈 路<br>(5) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7887 | 奈 路<br>(6) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7888 | 長 谷<br>(1) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7889 | 長 谷<br>(2) | 四万十市西土佐須崎<br>(別紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7890 | 下 桁        | 四万十市西土佐須崎                | 急傾斜地の崩壊 |

|         |            |                         |         |
|---------|------------|-------------------------|---------|
|         |            | (別紙図面のとおり)              |         |
| II-7893 | 藤ノ瀬        | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7894 | ソガナ<br>ロ   | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7895 | 中川詰        | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7896 | ナガタ        | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7897 | ツエダ        | 四万十市西土佐大宮<br>(紙図面のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7898 | 長田         | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7899 | ロンデ<br>ン   | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7900 | シンデ<br>ン   | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7901 | 上ミゾ<br>リ   | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7903 | クイノ<br>ナロ  | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7904 | 二ノ又<br>ジリ  | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7905 | 岸ノ上        | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7907 | 新 改<br>(2) | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7908 | 新 改<br>(3) | 四万十市西土佐大宮<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7909 | 新 改        | 四万十市西土佐大宮               | 急傾斜地の崩壊 |

|         |            |                          |         |
|---------|------------|--------------------------|---------|
|         | (4)        | (別紙図面のとおり)               |         |
| I-3554  | 不 破<br>(4) | 四万十市不破 (別紙図<br>面のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 |
| I-3558  | 右山明<br>治   | 四万十市右山及び不破<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| I-3462  | 古津賀<br>(7) | 四万十市古津賀 (別紙<br>図面のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| II-7511 | 大用寺<br>(3) | 四万十市岩田及び中村<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| III-325 | 竹 島<br>(2) | 四万十市竹島及び双海<br>(別紙図面のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

-----  
公 告  
-----

平成24年10月9日付けをもって厚生年金高知リハビリテーショ  
ン病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争  
議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成24年10月9日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
  - (1) 増員要求について
  - (2) 諸手当要求について
  - (3) その他の要求について
- 2 日時
 

平成24年10月20日午前零時以降、本問題の要求解決に至るま  
での期間
- 3 場所
 

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要
 

3の場所の全体又は部分的に、全ての業務の停止をはじめ、  
あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除のための争議行  
為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重  
病患者のための保安要員は配慮する。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定によ
り、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

平成24年10月23日

				高知県知事 尾崎 正直
役名 (退任)	氏名	住 所		
理事	田淵 貞夫	香南市吉川町吉原	430-2	
〃	森 尚武	南国市 田村 甲	113-2	
〃	豊永 進	〃 物部	509-2	
監事 (就任)	藤宗 俊雄	南国市 田村 乙	1835	
理事	福富 健二	高知市 大津乙	457-39	
〃	浜口 正憲	南国市 浜改田	398-1	
〃	吉本 雅夫	〃 物部	1443	
監事	末政 博章	南国市 田村 乙	1126	

公安委員会規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月23日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

高知県公安委員会規則第13号

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

高知県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定並びに」を「並びに」に改める。

第3条第1号中「第3号」を「以下この条」に改め、同条第3号中「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 暴力団対策法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務
第4条中「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年10月23日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
放射線治療装置 一式
- (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年2月28日

(4) 納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1
高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780-0850
高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4634

(2) 入札説明書の交付方法

平成24年10月23日（火）から同年11月6日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年12月7日（金）午前11時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成24年12月6日（木）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎7階 県立病院課

4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成24年11月6日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手續における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成24年11月6日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type of product required for purchase: Radiation therapy system 1 set

(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Tuesday 6 November 2012

(3) Date and time for the submission of bid tender: 11:00 A.M. on Friday 7 December 2012 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Thursday 6 December 2012)

(4) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4634

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平22・12・23	号外48	◎規則	7	左	高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する <u>同条例第12条</u> の規定に基づき	高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例第14条第3項において読み替えて準用する第12条の規定に基づき